

岡山県 PPP/PFI 手法導入優先的検討要領

1 総則

(1) 目的

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法導入の優先的検討を行うにあたって必要な手続きをこの要領に定める。

(2) 定義

本要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- イ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ウ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- エ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- オ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- カ 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- ク 優先的検討 本要領に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうか、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とする PPP/PFI 手法

本要領の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等 Operate）方式
イ 民間事業者が公共施設	BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）

設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BOT 方式（建設 Build -運営等 Operate-移転 Transfer） BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO 方式（改修 Renovate-運営等 Operate） ESCO
ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式）

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、併せて PPP/PFI 手法の導入検討を行う。

3 検討の対象とする事業

次の（１）及び（２）に該当する公共施設整備事業を検討の対象とする。

- （１） 次のいずれかに該当する事業等で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- （２） 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

なお、上記にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業については、導入検討の対象事業から除く。

- ア 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設事業
- ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4 適切な PPP/PFI 手法の選択

導入検討の対象となる公共施設整備事業について、次の「簡易な検討」又は「詳細な検討」に先立って、当該事業の特性等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法を選択するものとする。

なお、当該事業と同種の事例の過去の PPP/PFI 手法の導入実績に照らし、当該手法の導入が適切と判断される場合は、次の「簡易な検討」及び「詳細な検討」を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

5 簡易な検討

検討の対象となる公共施設整備事業について、導入を検討すべきかどうかを庁内において判断するために、次の（１）及び（２）により、PPP/PFI 手法導入の検討を行う。

検討にあたっては、過去の整備事例や類似施設の経費を参考にするなど、できるだけ簡便な方法で行う。

検討の結果、導入に適しないとされた公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなく PPP/PFI 手法を導入しないこととする。

（１） 定量評価

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 利用料金収入
- エ 資金調達に要する費用
- オ 調査に要する費用
- カ 税金
- キ 民間事業者の適正な利益及び配当

（２） 定性評価

主に以下の視点で、採用手法の導入の適正を評価する。

- ア 公共サービスの向上可能性
- イ 民間事業者の参画の可能性

(3) その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較等が困難と認めるときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

イ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

5の簡易な検討においてPPP/PFI手法の導入に適すると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用した導入可能性調査により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

簡易な検討の結果又は詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及びその評価の内容を公表するものとする。

なお、当該公共施設整備事業の予定価格の推測にながるおそれがある場合においては、ライフサイクルコストの差額又は割合のみを示すことも可能とする。

8 適用年月日

平成29年4月1日

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計		
<現在価値>		
財政支出削減率		
その他（前提条件等）		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

(参考) PPP/PFI 手法導入優先的検討のフロー

